

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年9月12日（平成30年（行情）諮問第394号）

答申日：平成31年3月6日（平成30年度（行情）答申第456号）

事件名：大阪矯正管区内の刑事施設の職員名簿の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書12（以下、順に「文書1」ないし「文書12」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月17日付け大管発第1447号により大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

「部長」以上の官職の職員を開示するとしながら、「医務部長名」を不開示としている。恣意的に基準を逸した判断であり、違法、不当な処分であるので、追加開示を求める。

##### （2）意見書1（添付資料は省略）

刑事施設と同じ法律で運営（刑事施設及び被収容者の処遇等に関する法律。以下「刑事収容施設法」という。）される、都道府県の留置場職員について、刑事施設と同様の主張があり得ようが、警部以上の階級にあるものの氏名を法により、公開（開示）請求があった際の開示対象としている。また、人事異動については、新聞に警部補以上の者の氏名・所属を明らかにしている。看守と警察官では、直接的に、逮捕、勾留、起訴前捜査を担当した警察官の方が、被収容者らの報復感情が高いことは、心理学的考察から明白である。

ところが、ここ数年は、少なくとも、逮捕・勾留手続に対する警察官への報復が行われたという事例の報告はない。（俗に言うお礼参り）

相手方は、「報復を示唆」との表現にとどめられており、同様に実際の実害は発生していないことがうかがえる。

また、従来（3～4年前）までは、「職員録」の記載に関係なく、全

ての刑事施設において、職員名簿の開示請求に対し、「看守長」の職位にある者以上の氏名が公開されており、「いつ、誰が請求しても、同様の（同一の）開示対象文書が開示される」という、法の趣旨に相手方の対応は反するもので、許されるものではない。

留置場勤務者と刑事施設看守の業務は、その多くが重複するもので、看守にのみ不当な圧力、中傷、攻撃等が行われる可能性はないに等しい。

「ないに等しい」故に「示唆」にとどまっているのである。

不当な圧力、中傷、攻撃が加えられるのは、むしろ被収容者側であり、壁の中で外部と遮断されていることをいいことに発生した、特定刑事施設Mでの殺人（看守による集団暴行）、特定刑事施設Cでの年金等請求書の意図的な廃棄（手続が面倒とシュレッダー）、特定刑事施設Lでの凍死等、看守から被収容者に対する圧力、中傷、攻撃は枚挙にいとまがない。

法務省が職員の名前を秘匿するのは、資料2のとおり、「当該日時に勤務した主任が存在する公文書が存在」するのに、証人尋問で、不法行為が露呈するのをおそれ、資料1のような虚偽回答を行う体質そのものにある。

一連の法務省の対応は、法の趣旨に反し、正当な手段で被害回復を求める国民の権利を侵害するもので、法5条4号、6号該当主張は、単なる言い逃れで、悪事の露呈を防ごうとしているだけであり、理由はない。

### (3) 意見書2

ア 待遇が悪いのであれば良くすればいい。

イ 充足率については、統計に反する主張である。

ウ 千差万別・カゼからヒフ病・自病から骨折・ガン・失明から死亡事案まで多数あるのが実情である。

エ 詐病の主張は因果関係がない。

薬の処方にしても、特定刑事施設Mで昨今報道されたインフルエンザのパンデミックについての事件のように、刑事収容施設法56条に反し、社会一般の医療水準以下の状況を強要し、（タミフル・リレンザなどをどんな重症患者であっても処方しない＝備え置いている）ている状況であり、国連の人権委員会からも毎回勧告を受けるも改善しない責は、医務部長たる医師にあり、国賠請求は、自らまいたタネである。

国立印刷局「職員録」になくとも、診療所の管理医師として、都道府県医師会が開示しており、理由にならない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 理由説明書

(1) 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書に

より開示請求し、平成30年5月17日付け大管発第1447号行政文書開示決定通知書により、本件対象文書の一部開示決定（原処分）を行ったものであり、審査請求人は、本件対象文書に記載された特定刑事施設で勤務する職員の氏名の一部（以下「本件不開示部分」という。）を不開示としたことについて、本件不開示部分の開示を求めているものと解し、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

本件不開示部分には、特定刑事施設に勤務する職員の氏名が記録されているところ、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働きかけによる報復を示唆する事案等が数多く発生しており、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名等を開示した場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃等が加えられるおそれは相当程度高い。

しかも、本件不開示部分に記載されている職員の氏名は、開示請求の対象となる行政文書を作成した時点において発刊されていた、国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されていないことから、一般的に秘匿性が高く、これを開示した場合、当該職員等に対する不当な圧力等が加えられるおそれはより高まる。

このような事態に至れば、刑事施設における保安事故や職員のろう絡事案等の刑の執行を阻害する異常事態が発生するおそれも否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、本件不開示部分は法5条4号の不開示情報に該当する。

また、刑事施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが、職員の氏名等を開示すれば、上記の圧力等を懸念した職員が職務に消極的になって、施設全体の士気の低下を招き、矯正行政の適正な遂行に支障を生じるから、本件不開示部分は法5条6号の不開示情報にも該当する。

(3) 以上のとおり、本件不開示部分は、法5条4号及び6号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、本件決定は妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 諮問庁として、当初の理由説明書において特定刑事施設に勤務する職員の氏名については、法5条4号及び6号に該当することから、不開示相当である旨説明したところであるが、本件対象文書に記載する、医務部長の氏名を不開示とする理由について、以下のとおり説明を補充する。

(2) 特定刑事施設で勤務する医務部長の氏名について

被収容者に対する医療は、身柄の拘禁を行う国として当然に負うべき

責務とされていることから、刑事施設では、被収容者の医療を当該施設の医師が行い、必要な医療措置を講じているところであるが、医師が刑事施設という特殊な環境の下で勤務することについては、

ア 医師の待遇が民間より劣る場合が少なくないこと

イ 医師の充足率が低い地域や交通の便が悪い場所に施設が立地していることが多いこと

ウ 患者の症例の種類が限定されているため、自己の医療技術の維持が困難な面があること

エ 患者である被収容者には、作業を免れたいなどの理由で詐病をする者、薬の処方を強要する者、ささいな事項で取り上げて国家賠償請求等を提起する者が少なくないこと

等の事情があり、刑事施設が、医師にとって魅力ある職場とは言い難い実情があり、各刑事施設においては、医師の確保に多大な困難を来している状況にある。

また、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する医師の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高く、このような不当な圧力等を受けることを恐れる医師が、刑事施設で勤務することをこれまで以上にためらい、その結果、刑事施設における医師の確保が、更に困難なものになることは明らかである。

よって、被収容者に対する医療措置という国が負う責務を全うすることが困難になり、施設における適正な医療事務の遂行に支障が生ずるおそれがあることから、当該医師の氏名は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。さらに、その結果として、適正な医療措置が遂行できないことによって、死亡事故等や適正な医療を受けられないことを不満とする被収容者による暴動などが発生する、又はその発生の危険を高めるおそれがあり、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあることから、法5条4号にも該当する。

なお、当該職にある者の氏名について、平成27年版「職員録」以降は掲載されていないことから、当該医師の氏名は、法5条1号ただし書イに該当しないものと認められる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年9月12日 諮問の受理

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受      |
| ③ 同月28日      | 審議                 |
| ④ 同年10月4日    | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ⑤ 平成31年1月25日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受    |
| ⑥ 同年2月25日    | 審査請求人から意見書2を收受     |
| ⑦ 同年3月4日     | 本件対象文書の見分及び審議      |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書12であるところ、処分庁は、その一部について、法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。すなわち、原処分は、①文書1ないし文書12につき、特定刑事施設Aないし特定刑事施設Lに勤務する課長相当職以下の職員及び医務部長の氏名を不開示（法5条4号及び6号該当）とし、②文書1ないし文書10及び文書12につき、一般には公開されていない特定刑事施設Aないし特定刑事施設J及び特定刑事施設Lの電話番号を不開示（同号該当）とし、③文書1、文書2及び文書8ないし文書10につき、特定刑事施設A、特定刑事施設B及び特定刑事施設Hないし特定刑事施設Jに勤務する職員個人の勤務状況に関する情報を不開示（同条1号該当。ただし、同号ただし書イに該当する部分を除く。）としている。

これに対し、審査請求人は、上記①の不開示部分のうち、医務部長である職員の氏名（文書11の関係。これが本件不開示部分に当たる。）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分に関する諮問庁の説明は、上記第3の2(2)のとおりであるところ、刑事施設で勤務する職員の職務の性質等に鑑みると、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する事案が多々見受けられる旨の説明は、首肯できる。したがって、その職務の性質等も併せ考えれば、こうした状況の下において、刑事施設で勤務する医師の氏名を公にした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高くなる旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

また、当審査会事務局職員をして、職員録を確認させたところ、本件不開示部分に記載されている職員の氏名は、文書1ないし文書12が作成された時点において発刊されていた職員録にその氏名が掲載されてい

ないと認められる。

そうすると、当該職員（医師）の氏名を公にした場合、上記のような不当な圧力等を受けることを恐れる医師が、刑事施設で勤務することをこれまで以上にためらい、その結果、刑事施設における医師の確保が、更に困難なものになり、刑事施設における適正な医療事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえ、首肯できる。

(2) 以上によれば、本件不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 A）
- 文書 2 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 B）
- 文書 3 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 C）
- 文書 4 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 D）
- 文書 5 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 E）
- 文書 6 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 F）
- 文書 7 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 G）
- 文書 8 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 H）
- 文書 9 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 I）
- 文書 10 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 J）
- 文書 11 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 K）
- 文書 12 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 L）